【資料３】

令和８年度スポーツ振興事業助成交付対象事業の募集（案）

● 令和８年度募集を行う上での基本方針

令和８年度の助成事業については、**資料３別紙**に掲げる事業について募集を行う。

なお、スポーツ振興くじ助成については、「スポーツ振興投票の収益による助成の基本方針（平成１３年１１月５日文部科学大臣決定）」、「スポーツ振興投票収益からの今後の助成の在り方に関する議論のまとめ（平成２０年１０月２８日中央教育審議会　スポーツ・青少年分科会　スポーツ振興投票特別委員会決定）」、「スポーツ立国戦略（平成２２年8月２６日文部科学大臣決定）」、「スポーツ基本法（平成２３年8月２４日施行）」及び「第3期スポーツ基本計画（令和4年3月２５日策定）」を踏まえたものとする。

● 令和８年度募集の主な見直し内容

スポーツ振興くじ助成

１．地域スポーツ施設整備助成

（１）スポーツ施設等整備事業（スポーツ競技施設等の整備、スポーツ競技施設の大規模改修等）

○助成対象事業の拡充（想定されるニーズを踏まえた対応）　※要領改正

見直し内容	スポーツ競技施設等の整備（助成金限度額２，０００万円）及びスポーツ競技施設の大規模改修等（助成金限度額１億円）において、熱中症対策を目的とした施設の整備事業を助成対象とする。
見直し理由	気候変動の影響等により、記録的な猛暑が続く中、熱中症死亡事故へのリスクが高まっていることに伴い、暑さ対策として有効性が示された屋根付き運動スペース等、熱中症対策を促進し、競技を安全に実施できる環境を整備するため。

２．スポーツ団体スポーツ活動助成

（１）組織基盤強化事業（国際交流推進スタッフ育成事業）

〇助成対象事業の拡充（想定されるニーズを踏まえた対応）　※要綱及び要領改正

見直し内容	海外の優秀な審判員や審判指導者の招聘事業を助成対象とする。
見直し理由	スポーツの公正性・公平性の確保が重要性を増す中、選手や指導者だけでなく審判員の資質を高めることにより、国際競技力の向上やスポーツの健全性の確保を図るため。